

平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 梨 輝 彦
(J A S D A Q ・ コード 3 8 5 7)
問 合 せ 先 理 事 I R 広 報 部 長 白 石 通 紀
電 話 0 3 - 6 7 5 7 - 0 1 0 7

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 24 年 6 月 27 日をもって A 種優先株式の全株式数を消却したことに伴い、現行定款第 2 章の 2 「A 種優先株式」の全条文および第 19 条の 2 を削除するとともに、必要な文言の修正を行うものであります。

2. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 25 年 5 月 15 日
株 主 総 会 開 催 日 平成 25 年 6 月 20 日

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成24年6月27日をもってA種優先株式の全株式数を消却したことに伴い、現行定款第2章の2「A種優先株式」の全条文および第19条の2を削除するとともに、必要な文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、1億株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>普通株式 1億株</u></p> <p>(2) <u>A種優先株式 10株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の</u>1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第2章の2 A種優先株式</p> <p><u>(A種優先株主への剰余金の配当)</u></p> <p>第13条の2 当社は、<u>第49条に定める期末配当金の支払いとしての剰余金の配当(以下「期末配当」という。)を行うときは、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき次項に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第3項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度についてのA種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額（以下「払込金額」という。）に9.80%を乗じて算出した金額（以下「A種優先配当金額」という。）とする。ただし、1年に満たない事業年度については、A種優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、当該事業年度の日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。以下、当該1年に満たない事業年度終了日現在における日割配当額を「経過済日割配当額」という。）とする。なお、A種優先株式の払込期日を含む事業年度については、A種優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、当該払込期日から当該事業年度終了日までの日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>当会社は、第50条に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うときは、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前項に定めるA種優先配当金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額のA種優先中間配当金（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p> <p>4 <u>ある事業年度における剰余金の配当としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当（中間配当を含む。）の額が第2項に定めるA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積し、当該事業年度の翌事業年度の初日（以下「累積基準日」という。）（同日を含む。）以降、実際に累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）の全部が支払われた日（以下「累積支払日」という。）（同日を含む。）まで、次の算式に従って、年率9.80%の利率で1年毎の複利計算により計算する。なお、累積未払配当金については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、A種優先中間配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。</p> <p>累積未払配当金＝未払配当金×$(1+0.098)^m+(m' \div 365)$</p> <p>なお、累積基準日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「m年とm'日」とする。ただし、累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が支払われた場合（以下、累積支払日までの間に支払われた累積未払配当金を「支払済累積未払配当金」という。）には、次の算式に従って計算される金額を累積未払配当金から控除する。累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が複数回にわたって支払われた場合には、支払済累積未払配当金のそれぞれにつき、控除金額を計算し控除する。</p> <p>控除金額＝支払済累積未払配当金×$(1+0.098)^p+(p' \div 365)$</p> <p>なお、実際に支払済累積未払配当金を支払った日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「p年とp'日」とする。</p> <p>5 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金またはA種優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当を行わない。</p> <p>（A種優先株主への残余財産の分配）</p> <p>第13条の3 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、払込</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>金額、残余財産の分配に関する清算人の決定または清算人会の決議の日の属する事業年度において支払われるべき前事業年度についてのA種優先配当金額（清算人の決定または清算人会の決議の時点で支払われていない場合）、当該清算人の決定または清算人会の決議の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに当該清算人の決定または清算人会の決議の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払う。</u></p> <p>2. <u>当社は、A種優先株主またはA種優先登録株主質権者に対し、前項に規定する支払のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p> <p><u>（金銭を対価とするA種優先株式の取得請求権）</u></p> <p><u>第13条の4 A種優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、A種優先株式1株につき、取得請求の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についてのA種優先配当金額（取得請求の時点で支払われていない場合）、取得請求の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得請求の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。なお、法令の範囲を超えてA種優先株主から取得請求があった場</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>合、取得すべきA種優先株式は抽選その他の合理的な方法により決定する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権)</u></p> <p>第13条の5 <u>A種優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、かつ第6条に従い当社株主総会で決議された募集する普通株式の上限数を限度として、第2項ないし第4項に定める条件で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに、当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p><u>なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭をA種優先株主に交付する。</u></p> <p><u>2. 当社は、次に定める条件により当会社の普通株式を交付するものとする。</u></p> <p><u>取得と引換えに交付すべき普通株式数＝前条第2項で定めるA種優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の額÷次項で規定する交付価額</u></p> <p><u>3. 当初交付価額は244.9円とし、交付価額は、2010年5月15日以降の毎年5月15日および11月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るとき</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>は、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、次項により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当会社の普通株式が上場されている金融商品取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>4. 交付価額の調整は次のとおりとする。</p> <p>(1) 当社は、A種優先株式の発行後、次号に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（前項に基づく修正後の交付価額を含む。）を調整する。</p> $\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} \div 1 \text{株あたり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$ <p>なお、交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に次号(a)ないし(d)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、次号(a)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、次号(b)および(d)の場合は0円とし、次号(c)の場合は次号(e)で定める対価の額とする。</p> <p>(2) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 次号(b)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社が交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>債に付されたものを含む。以下本項において同じ。)の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(b) 普通株式の株式分割をする場合、調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(c) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに次号(b)に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>場合（無償割当ての場合を含む。）</u>、または次号(b)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）<u>、調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u> </p> <p> <u>上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(d) 普通株式の併合をする場合、調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(e) 本号(c)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</u></p> <p><u>(3) 交付価額調整式の計算および使用する時価は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(a) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(b) <u>交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当会社の普通株式が上場されている金融商品取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>(4) <u>第2号に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。</u></p> <p>(a) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(b) <u>交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(c)その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(5)交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(6)第1号ないし前号により交付価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載されたA種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>(金銭を対価とするA種優先株式の取得条項)</u></p> <p><u>第13条の6 当会社は、いつでも、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当社は、A種優先株式1株につき、取得の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についてのA種優先配当金額（取得の時点で支払われていない場合）、取得日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>当社は、A種優先株式の一部を取得する場合、抽選その他の合理的な方法により当該一部を決定する。</u></p>	
<p><u>(A種優先株主の議決権)</u> 第13条の7 <u>A種優先株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u></p>	(削除)
<p><u>(種類株主総会における議決権)</u> 第13条の8 <u>A種優先株式については、会社法第322条第1項第1号に定める場合を除き、同項各号に定める種類株主総会の決議を要しない。</u></p>	(削除)
<p><u>(A種優先株式の譲渡制限)</u> 第13条の9 <u>A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(株式の併合または分割、新株引受権等の有無)	(削除)
<p>第13条の10 <u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></p> <p>2 <u>当社は、A種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>	
(A種優先配当金およびA種優先中間配当金の除斥期間)	(削除)
<p>第13条の11 <u>第51条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金について準用する。</u></p>	
(種類株主総会)	(削除)
<p>第19条の2 <u>第15条ないし第17条および第19条の規定は、種類株主総会に準用する。</u></p> <p>2 <u>第13条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</u></p> <p>3 <u>第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議に準用する。</u></p> <p>4 <u>第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議に準用する。</u></p>	